

戦後デモクラシーを考える-焼跡と醇風美俗の間-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2012-05-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川島, 高峰 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/11709

戦後デモクラシーを考える

——焼跡と醇風美俗の間——

THE POSTWAR JAPANESE IMAGE OF DEMOCRACY

博士後期課程 政治学専攻 1990年度入学

川 島 高 峰

TAKANE KAWASHIMA

目次

はじめに

序 戦後デモクラシー、その状況について

第一章 日本の民主主義

第1節 デモクラシーの醇化

第2節 恩賜的民権と醇風美俗

第3節 天皇制の非政治化、民衆化

第4節 天皇制デモクラシーと社会秩序の保持

第2章 共産党と大衆

第1節 愛される共産党

第2節 反共意識の諸要因

第3章 総選挙に向けて

第1節 「選挙はあぶない」

第2節 候補者と有権者

むすびにかえて

はじめに

1946年4月10日、戦後最初の総選挙が行われた。本論では、この第二十二回総選挙を前に人々は民主化をどう受け止め、どう理解したのかを検討する。従って、選挙の投票結果からではなく、そこに至るまでの経過に現れた人々の発言から、戦後日本人のデモクラシー観の模索を試みるものである。こうした人々の発言について資料上の制約や貧弱さは覆うべくもないが、本論では主に新聞投稿欄（朝日、読売報知、毎日、神奈川、信濃毎日、東京）に寄せられた発言に拠ることとした。

序 戦後デモクラシー、その状況について

「日本人はデモクラシーについてべらべらと議論し、それに熱狂的であるように見えるが、そのような事実にもかかわらず、日本人はデモクラシーとは何を意味するのかを理解していない」¹⁾。これは戦後の日本人の政治意識に関する報告の一節である。それが大まかであれどのようなもので、どんな原理を持つのかについて何の知識も持っていなかった人々が、デモクラシーを「熱狂的に」、「議論」していた光景は滑稽であったに違いない。しかし、人々は長い間、民主主義とは無縁な社会で生活をして来たにも拘わらず、あるいはむしろそれ故に、民主主義を大いに歓迎し、少なくとも「道義の退廃」という文脈を除いては、否定的イメージを以てデモクラシーが語られることはなかったのである。

一体、当時の日本人にとってデモクラシーとはどのような価値を持ち、何を意味するものと受け止められていたのであろうか。当然、そこには世代間、個人間の格差があり、また人は時の経過と共に考え方を変えてゆくものである。従って、多様な個別的体験を一般化してゆくには、相当の切り捨てと観察者の主観から免れることはできない。しかし、戦後の民主化を考えると、少なくとも次のことを前提とみなすことができる。それは、日本人は戦後という状況をどう受けとめたか、という問と同義語になり得る。というのは、人々はデモクラシーについて無知であればあるほど、本来それが何を意味するのかということより、「状況」を手掛かりとして、あるいは「状況」の拘束を受けることで、デモクラシーを理解してゆくしかなかったからである。この状況について、留意されるべき点は旧意識（戦前の軍国主義体制を支えて来た人々の価値、規範）がどう変化し、民主化にどう適応したのか、そして、旧意識から断絶され戦後に特徴的な意識とは何か、である。

戦前の国民教化の理念は旧意識の本質をなすものであり、戦後の天皇制と民主制の対峙において人々の選択に決定的な影響力を与えるものであった。しかし、国民教化の理念は全くなんの変容を受けることもなく戦後意識へ連続したのではない。そこには戦争体験が民衆にもたらした影響があり、戦後社会の混乱と困難があり、占領軍の管理下による民主化があった。国民教化の理念は國體²⁾を中心とした一元的世界観を提示したが、戦時体制は、むしろ、民衆生活の随所にその歪みを現してゆく。それは、主に飯米の獲得を巡る都市住民と農民、配給店と一般消費者、庶民と『顔』、経済警察と買出しの庶民、あるいは、工場における徴用工と古参工員、動員された学徒と一般工員、そして地方においては疎開者と受け入れ側の人々、苛酷な供出を強いられた小作農・自作農と地主や農業会との間に、様々な利害の対立と感情の亀裂を生み出していた。これらの対立の止揚には国家による暴力装置が必要であり、敗戦に伴う戦時体制の崩壊はこれまで抑制されて来たこれらの対立を無制限に拡大してゆくのではないかと思われた。

このような情勢の下、これまで人々の頭を縛り付けて来た國體観念を民衆搾取の隠蔽装置として退け、旧勢力に敢然と対決したのが日本共産党である。この意味において共産党、並びに共産主義は旧意識との断絶を象徴するものであった。しかし、天皇制廃止を掲げる共産党が大衆的な支持基盤を勝ち得たのではない。國體護持と國體変革は戦後社会の両極であり、大多数の人々は、むしろ、この中

間で曖昧模糊とした意識の内に居た。國體とデモクラシーを折衷した「日本的民主主義」はこの曖昧さに実体を与えるものとして民衆に受け入れられた。ここに旧意識と戦後意識の連続を見ることができるのである。

第1章 日本の民主主義

第1節 デモクラシーの醇化

「日本的民主主義」とは最も端的には、天皇制と民主制の両立を意図したものである。これは一つには旧勢力の民衆に対する欺瞞であり、支配の隠蔽である。そして、もう一つにはそのようなものが成立し得ると当時の大多数の日本人が真剣に考えていた結果である。いずれにせよ、日本的民主主義は旧意識の戦後的な政治表現であった。日本的民主主義の主要なモチーフは「醇化」⁹⁾ という発想にある。『國體の本義』ではこの「醇化」という述語が十六回も登場し、日本文化の特殊性・優秀性を位置付けるキーワードであった。

「醇化」は「外来文化に『国体による醇化』を施して日本独自の新文化を創造する」⁹⁾ という文脈で用いられる。すなわち、日本文化は支那の文化を「摂取醇化」した後、これを「和魂漢才」という新文化に昇華させ、「今や我が國民の使命は、國體を基として西洋文化を摂取醇化し、以て新しき日本文化を創造し、進んで世界文化の進展に貢献」⁹⁾ すべきであると主張された。一般に自文化の優秀性を説くためには、その文化の固有性や、特殊性が強調されるものである。固有性を求め自文化から外来のものを排除してゆけば、行き着く先は文化・民族の起源とならざるを得ない。国民教化の理念は正にこの点において日本文化の生来的な特殊性の根拠として「肇國」の神話を持ち出す。そして、「復古なき創造は眞の意味における創造ではない。それと同時に創造なき復古は眞の復古ではない。ただ、肇國以來一貫せる精神に基づく『結び』こそ、我が國のまことの発展の姿」⁶⁾ とし、日本文化の発展方法を定式化した。

そもそも単に固有であるというだけでは、必ずしも優秀であることの証明にはならない。しかし、敗戦後も人々はこの“迷信”から抜け切ることが出来なかった。日本の特殊性は國體において万邦無比であるとの認識は、被占領心理の反動からむしろ強まる傾向を示していた。「四等国」に転落したという認識からこれまでの優秀性の自負は明らかに動揺を来したが、人々が國體という特殊性に固執している限り「日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族」との「架空ナル觀念」⁷⁾ は払拭され得ない。例えば、これは「我々は日本民族の優秀性を忘れてはならない、常にこれを政治組織の上に具現せしめ打拉がれた今日の苦難時代を隠忍自重し再起を圖るべきである」⁸⁾ といった発言にも現れる。「日本人は東西文化を融合して、太平洋の一角に平和日本独自の文化を創建しようとする偉大な『野心』の達成に向かって進まう」⁹⁾ という目的意識は、「民主主義がわが國情との融合調和の上に建設せられたものであらねばならない」¹⁰⁾ というデモクラシーの國體による醇化という図式に自ずと発展してゆくものであった。このような醇化という概念に相当する発想は恐らく世界の殆どの民族にも見いだすことができるであろう。そこに差異があるとすれば、程度とかレトリックの違いに過ぎない。他の民族に

おける「醇化」との類似は、少なくとも、後進国の先進国文化に対する共通の心理とみなすことができる。日本人が真に気付くべきことはこうした独自性の強調こそ後進性の証しなのだということである。

第2節 恩賜的民権と醇風美俗

日本的民主主義という概念は醇化という発想によるものであったが、人民主権を原理とする民主制と天皇制との間には根本的な矛盾がある。この意味からすればデモクラシーの國體による醇化とは理論上あり得ない。周知のように憲法改正をめぐる議論において、天皇制廃止を主張したのは共産党だけであり、他の四党は天皇制を支持していた。個々の政党政略の詳細な吟味は省略するが、主権については要点を言えば共産党だけが主権在民を掲げ、社会党が主権在國家（天皇、国民の協同体）で天皇の大権は大幅縮小、自由党も主権在國家で天皇は臣民の輔弼と憲法に基づいて統治権を総覽、進歩党は天皇の統治権総覽を、そして協同党が天皇に拒否権を認めた君民同治を掲げた¹¹⁾。共産党を除く全ての党は、天皇の大権を否定ではなく縮小の方向でしか考えず、縮小された天皇の大権と民主主義の理念は両立可能であると認識していた。このような認識が成立したのは何故であろうか？

日本人が天皇の大権をどう認識していたかは、天皇と国民の関係をどのように認識していたのかという問題として考えることが出来る。それは欧米の社会契約の概念とは全く異質なものであった。つまり、主権を民族の家長たる天皇が国民に賜ったものとみなす傾向である。ある者はこのことを「わが帝国における君臣の関係は極めて密接なるものあり、これを通俗的に言えば親と子の関係にあるのである。ゆえに歴代の天皇はいずれも民の心に思いを寄せておられるのである。…もし民主主義に語呂を合わせて言うならば、それは民思主義（傍線、筆者）の帝国で上 陛下は下 国民を思い、下 国民は上 陛下を思い奉るの國体を強力に持続することによって、強大にして揺ぎなき國家を形造るものとなる。」¹²⁾。このような心情は、早くは中江兆民により次のように指摘されている。「世の所謂民権なる者は、自ら二種有り。英佛の民権は恢復的の民権なり、下より進みて之を取りし者なり。世又一種恩賜的の民権と稱す可き者有り。上より恵みて之を與ふる者なり。」¹³⁾。主権の恩賜が天皇の大権によるならば、大権無くして民権もあり得ない。従って民権を恩賜とみなす傾向は、天皇制と民主主義の両立を容認する心理的背景となった。兆民はこの恩賜的民権が恢復的民権へと漸次移行して行くことを望んでいた。しかし、戦後改革は主権の恢復をマッカーサー元帥から賜るという構図を余儀なくしており、この民権の二重の恩賜が日本人の政治意識を旧意識に停滞させた最大の要因であった。

理論上、その両立など到底あり得ない天皇制と民主主義が民衆の支持を得たのは、彼らが社会関係や権利関係の認識について曖昧な概念を持っていたからである。旧意識においてこれは「醇風美俗」という規範に象徴されてきた。それは国民教化の理念のような「上からの旧意識」に対し、従属する側の自発的な服従の美德を意味する。つまり、『『下からの』舊意識は、典型的には封建的な閉鎖的村落のなかで固定化した村秩序意識と家父長的家族主義であり、それは習俗としての《醇風美俗》へと行動様式化されるものであった。人間関係は身分的秩序の枠のなかでとらえられ、恩恵と奉仕、分の

自覚、和と忍従が主要な徳目となる。』¹⁴⁾。権利・社会諸関係としてではなく、親子のような血縁による紐帯として把握された。これは実態として血縁にあるのではなくあくまで擬制に過ぎず、この限りにおいて「～のようなもの」といった曖昧な認識を出ることはない。しかし、人々が天皇と国民の関係を「義は君臣にして情は父子」といった親子関係に託し、そこに美意識を見いだしている限り、権利諸関係から曖昧さを払拭することは困難であった。

このような恩賜的な権利概念と醇風美俗によるその革新の阻害は、構造を変えながらも他の様々な局面に現れていた。総司令部にあって日本の医療福祉に当たっていた C. F. サムスはこれを次のように回想している。「日本語には英語のパブリック・アシスタント（公的扶助）の概念にあたる語がなかったのである。われわれのいう『公的扶助』の概念は、日本語の『慈善』という言葉とは違っていた。慈善とは、日本人の解釈でもわれわれの解釈でも、金持ちの食卓からパンくずを困窮者に分け与えるという古い概念にもとづくものであった。」「ところが日本でこのような大きな公的扶助の増大を防いでいるのは、まさにこの強靱な家族制度によると思われる。すなわち日本人は失業手当が切れても、家族内の全財産がつきてしまうまでは公的扶助を受けようとはしない。日本人はいかなる逆境に立とうとも、できるだけ自力で頑張ろうとし、できるだけ家族内で扶助し合おうという特質を持っているのである。』¹⁵⁾。

第3節 天皇制の非政治化、民衆化

主権並びに権利関係の他に天皇制と民主制の両立を可能ならしめた心理的要因として次の3点が指摘される。第一に明治憲法の立憲君主制と民主主義の理念との間に見られる表面的、形式的類似性をして日本におけるデモクラシーの伝統とみなす傾向、第二に「一君万民」、「赤子平等」に表現される平等概念をして民主的とみなす傾向、第三は元来、天皇は政治権力とは無縁な存在であったという見解である。第一の傾向はデモクラシーは日本にも以前から存在していたという考えに、第二の傾向は天皇制の民衆化という欲求へ発展した。そして、第三の見解は天皇制を非政治化しようとする試みに発展する。

デモクラシーが日本には以前から存在したという発想は、最も早くは、敗戦直後、マッカーサーの対日管理政策をめぐる発言に現れる。「民主主義政体トナルハ必然ダガ、之ハ明治大帝ノ御精神ニ帰スルモノデアル」、「自由主義ヲ事新シク喧伝サレテ居ルガ、明治大帝ノ教示アラセラレタ根本理念ニ他ナラヌ」¹⁶⁾ といった明治天皇の五箇条の御誓文とデモクラシーを結び付けた見解がそれである。しかし、こうした発想がより広範に広まったのは天皇の人間宣言によるところが大なのである。この宣言に際し、天皇は明治天皇の五箇条の御誓文を冒頭に上げ、これを「睿旨公明正大、又何ヲカ加ヘン、朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス。須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、舊來ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民擧ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化ヲ築、以テ民生ノ向上ヲ圖リ、新日本ヲ建設スベシ」と評価している。直接的な言明こそないものの、民主主義の精神は五箇条の御誓文にあると示唆したものと受け止められた。この年の総選挙では「皇統を護持し一君万民の本義に基く民主的政治体

制の確立を期す」、「民主主義とは、是如何とりとめもなき、唄乍ら、君民同治の主義のよき、ポツダム宣言、守らにやならぬ」といった、天皇制と民主制が混在した公約が無数に飛び交った¹⁷⁾。中には「民主主義は我が肇國以來の國是である」とし、聖徳太子の「大事は衆と論すべし」、あるいは「明治天皇の「廣く會議を起し万事公論に決すべし」と言った下りを引用し、「今更事珍しく欧米から借用せぬでもよい」¹⁸⁾ という強引な見解も登場した。

赤子平等、一君万民という発想自体は古く戦前から続いて来たものであったが、やはりこの認識の一般化に弾みを付けたのも天皇の人間宣言であった。取り分け、天皇の「朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。」との発言は、国民に強い共感を呼び起こした。このような共感の背景には「天皇と國民との間にいつも不純なものがはさまって居りました、貴族、財閥、官僚、軍閥、そういうものがあつちあつち層をなして天皇と國民の間を遮ぎって居りました」¹⁹⁾ という認識があった。そして、天皇と國民の間にある「君側の奸」を排除し、天皇並びに天皇制をより国民に身近なものとしてゆくことに、民主化の意味を見る傾向があった。例えば、人間宣言について「詔書に初めて濁点及び句讀点の用ひられてあること」が指摘され、この「詔書民主化」は「親しみと接近感を與へる効果は大きい」²⁰⁾ と評価された。また、『『畏くも』に始まって、以下『御』の字づくめの用語は、何としても非民主的なものの標本のやうな感じがする。まづこの神懸りの用語を是正せよ』²¹⁾ といった発言も寄せられた。そもそも、天皇制の民主化とはそれ自体が形容矛盾であり、天皇制の廃止なくして真のデモクラシーはあり得ない。しかし、この天皇（制）の民衆化はそれだけでも十分に革新的なことであり、その変貌と親近感の増大から、むしろ民主化の誤謬を一般化したと言える。

第三の、天皇は元来、権力とは無縁な存在であったという主張は、基本的には天皇を戦争責任から擁護する心情から発している。戦争責任を軍閥、財閥、重臣といった「君側の奸」に転嫁するに止まらず、「天皇は、未だ曾て専制されたことはなく、英國皇帝と同様、悪をされぬ。」²²⁾ という主張に発展する。これは天皇が歴史的にも非政治的存在であったことを強調することにより、戦争責任を回避させようとするものである。非政治的存在の証明に「皇統が他國家等の王室に比べてはるかにながくつづいたのも、(中略)特に政治的原因としては天皇が實際政治にたづさはることの少なかったことが着目されねばならない。」²³⁾ といった、皇統連綿がしばしば引き合いに出された。このような認識にとって、十五年戦争が「君側の奸」により天皇の名の下に引き起こされたことは「天皇制の政治的弱点」であった。それゆえ、今後、天皇制のあるべき姿は「天皇を中核とする従来の政治機構に、徹底的な斧鉞を加へ再び政治的特権階級が生ずる余地なからしめること」にあり、このためならば「寧ろ天皇の統治権は廃棄せらるべきである。」²⁴⁾ という非政治化の主張へつながるのである。

第4節 天皇制デモクラシーと社会秩序の保持

占領軍は天皇制を政治的に利用したが²⁵⁾、その一方で、そうした「上」からの天皇制民主主義に対し民衆意識は見事に合致していた。天皇を廃せばその混乱から「少なくとも百万の軍隊と数十万の行政官」が必要になるとはワシントンに対するマッカーサーの有名な警告²⁶⁾である。実際、マッカーサーの

下には天皇が戦争裁判の法廷に立つようなことがあれば「閣下個人のみならず米国人すべてに対し今後永久に一大憎悪を抱き且不測の事態の惹起を必然」²⁷⁾ にするとの血書さえ送り付けられていた。しかし、このような狂信的な國體護持を説く者はむしろ少数派である。戦後なお、天皇のためならば命をかけるなどといった言動がしばしば見受けられるが、これらの発言は余りにも軽はずみになされたと言えよう。天皇が廃されたとしても国民的な抵抗運動が占領軍に対する内戦に発展したとは到底思えない。そのような馬鹿げた抵抗（圧倒的に強いアメリカへの抵抗という意味において）に当時の民衆が追従したとも思われない。恐らく、そのような抵抗に民衆を組織化する術も糧もなく、散発的なテロ行為に止まったであろう。少なくとも反米意識を深めたであろうが、その一方で、後に触れるようなアメリカへの露骨な擦り寄り、便乗、豹変を広範に展開させる事態となったであろう。マッカーサーの警告は明らかに大袈裟である。多くとも、それは「十万の軍隊と数万の行政官」で方がついたであろう。そして、ここに戦前の日本人と戦後の日本人の決定的な相違がある。つまり、殉教者か、さもなくば背教者かという選択から日本人は解放されたのである。これに対し、天皇制が廃止されたら「権力や地位ばかりを求めるやうな野心家が雲のやうに現れて無限に内紛が續き、國民をますます苦しめる」、「日本に大統領が出来ようものなら三日天下の連続になるだらう。暗殺も度々行はれ大混乱が豫想される」²⁸⁾ といった日本人に対するペシニズムから天皇制を必要とする主張があった。これは戦後改革がその送り手にとっても、受け手にとっても民主化よりは秩序の保持に力点がおかれていたことを示す。そして、これもまた天皇制を民主制と両立せしめた要因となるのである。

戦後意識において天皇制と民主制の両立を可能とした意識を指摘してきたが、無論、これらは民主主義本来の原則とは異なるものであり、この両者の相違に日本的民主主義における「日本的」という言葉の意味内容がある。当然、当時からこの日本的民主主義に対する批判は存在した。特に天皇制と民主制の両立に対しては「どうしても割り切れぬものがある。いろいろと説明されているが、何かしら不透明なものがある。非論理的なものがある。」ことは免れ得ず、「ことさら『日本的』に色揚げしようと工作する」ことは「軍部の温床を培ふやうなもの」²⁹⁾ と危惧する声も、少数ながら存在した。天皇は人間宣言によりその神格化の否定を行ったが、国民の頭には依然、天皇が特殊な存在であるとの認識があり、結局この特殊性が「日本的」なるものの概念の根拠となっていた。天皇が特殊な存在であるということは、天皇のみが他の国民とは異なる非国民であることを意味するはずである。しかし、そのような認識が一般化しないのは大方の国民に依然、臣民意識が内面化していたためであった。この国民的迷信を打破するためにも、元旦詔書は単なる人間宣言ではなく、天皇の人権宣言にすべきであった。これにより天皇が国民と同じ人間であるばかりでなく、その権利、義務においても国民と全く平等な立場にあることを実現し、天皇制そのものを廃止すべきであった。現在にあっても、象徴天皇制と民主制の両立をして戦後民主主義の矛盾と認識し得ない者は、その脳髓において天皇の臣民なのである。

注 1) 「Observations Concerning Government, Democracy and Education, and Military Government in

- Kyushu)、(1948, 6, 17)。アメリカ国務省日本関連文書、報告者; W. ヘンリー・ローレンス, Jr (Foreign Service Officer, the Office of the Political Adviser for Japan)、国務長官宛報告書。
- 2) 昨今の若年世代は「国体」を「国民体育大会」の略語としか理解し得ないものが増えており、「國體」は死語となっている。その特殊性、時代性を強調するために本論ではあえて旧字を用いることにする。
 - 3) 「①手厚い教への感化②乱雑な材料を分類して、純粹で組織的なものにする作用。不純な分子を取り去って純粹にすること」、『角川漢和辞典』より。
 - 4) 浅沼和典「ファシズムの原理」、『比較ファシズム研究』、p. 21、成分堂 (1982)。
 - 5) 『國體の本義』より「結語」、近代日本教育制度資料編纂会編『近代日本教育制度史料集第十三巻』、p. 345、講談社 (1964)。
 - 6) 同上より「國民文化」、p. 408。
 - 7) 「新日本建設に関する詔書」(1946, 1, 1)、所謂天皇の人間宣言より。
 - 8) 「Forwarding Official Statements of Principles as Submitted by Candidates in the First Election District, Tokyo (『東京都第一区選挙公報』)」(1946, 4, 8)、島田為次郎、2,540 票、65 位で落選。前掲、アメリカ国務省日本関連文書より。東京第一区 (東京都区部) は 10 人の当選者に対し 120 人の候補者が濫立。鳩山一郎、野坂参三、浅沼稻次郎、鈴木仙八といった大物も見られたが大部分は泡沫候補に過ぎない。その経歴は元都議、区議、町会役員といった戦前の庶民指導層が半数を占めるが、他に復員者、戦災者、教員、宗教家、事業家、闇市のボス等々と雑多な階層の寄せ集めを呈した。選挙公報ではこの多様な候補者たちが少ない者でも 1000 字、平均すれば 3000 字前後の政見を披瀝している。大物の政見が党政策に拘束されているのに対し、泡沫候補の政見には各人の本音がストレートに現れている。本論ではこの泡沫候補の政見を当時の国民の政治意識を知る有効な手掛かりとして用いることにした。
 - 9) 毎日新聞 1946 年 2 月 6 日、社説「日本文化の特性」。
 - 10) 朝日新聞 1946 年 1 月 24 日、投稿欄『声』より、「日本の民主主義」。
 - 11) 各党の政策は総選挙前の朝日新聞 (1946, 4, 9) を参考とした。
 - 12) 國井通太郎「町政雑記」(1945, 8, 29)、『那珂湊市史料 第五集』(1980)。
 - 13) 中江兆民『三酔人経綸問答』岩波書店 (1991)、pp. 196-7。
 - 14) 日高六郎、升味準之輔、高橋徹「舊意識の温存と變容」、『日本資本主義講座第 9 卷 軍国主義の復活』、岩波書店 (1954)、p. 173。
 - 15) C. F. サムス著 / 竹前栄治編訳『DDT 革命 占領期の医療福祉政策を回想する』、岩波書店 (1986)、引用順に p. 330、p. 362。
 - 16) 「マッカーサー司令部ノ対日政策ニ対スル輿論ニ関スル件」鳥取県警察部長 (1945, 10, 3)、『資料日本現代史 2』、大月書店 (1980)。
 - 17) 8) に同じ。東京第一区の候補者の過半数が同様な趣旨の発言を行っている。
 - 18) 6) に同じ、佐々木勝成。850 票、88 位落選。
 - 19) 6) に同じ、野々村寛止。9,587 票、30 位落選。
 - 20) 『朝日新聞』(1946, 1, 19)、投稿欄「聲」; 「詔書民主化」。
 - 21) 『朝日新聞』(1946, 1, 11)、投稿欄「聲」; 「天皇制と用語」。
 - 22) 『朝日新聞』(1946, 1, 7)、投稿欄「聲」; 「日本の黎明」。
 - 23) 『毎日新聞』(1946, 3, 9)、社説: 「天皇制問題の解決」。
 - 24) 『毎日新聞』(1946, 3, 2)、河野扶「天皇制を論ず」。毎日新聞社が「天皇制を論ず」というテーマで行った論文の公募で最優秀論文に選ばれたものである。
 - 25) 竹前栄治『占領戦後史—対日管理政策の全容—』双柿社 (1980)、油井大三郎『未完の占領改革』東京大学出版会 (1989) 等参。
 - 26) 前掲、竹前栄治。
 - 27) 袖井林次郎『拝啓マッカーサー元帥』大月書店 (1985)、p. 92。1946 年 12 月 13 日付の手紙である。
 - 28) 『毎日新聞』(1946, 2, 2)。
 - 29) 『毎日新聞』(1946, 1, 1)、横田喜三郎「“日本的” 民主主義」。

第2章 共産党と大衆

第1節 愛される共産党

共産党に対する世論は天皇制の是非を分岐点として二極化する傾向にあった。国民の圧倒的多数が天皇制を支持していたことから同党の支持者は少数派である。しかし、共産党の行動が人々の関心と注目を集めたことも事実である。特に、野坂参貳⁹⁾の中国からの帰国を機に共産党への人々の関心は一層強まったといえる。野坂の帰国が注目されたもう一つの理由は、当時、人民共同戦線の結成による社会党と共産党の提携が期待されていたからである。既に敗戦直後、野坂は延安で党派を超えた民主主義勢力の結集を訴え、天皇制について国家制度としてこれを否定するものの、「信仰の対象としての天皇は、もし日本人民がその信仰を支持し続けるならば、それは日本人の不幸ではあるがしかし事実である。しかるならばその事実を容認して政策をとるべきだ⁹⁾」との柔軟な姿勢を示していた。野坂は1946年1月12日、釜山経由で博多に16年振りの帰国を果たす。その帰国前から「同氏の入党が共産党に一轉機を制するほどの重大影響を投ずるとの観測は各方面に有力⁶⁾」であった。13日、代々木に到着すると翌未明まで徳田、滋賀らの党首脳部と協議をし、翌14日、共産党、野坂は連名の共同声明を発表した。そこで天皇の政治権力剥奪を行うこと、皇統存廃は国民の判断に委ねることを確認し、民主的統一戦線の呼びかけを行った。しかし、世間の注目を集めたのはこの共同宣言よりはむしろ、同日、共産党本部で催された歓迎会での野坂の発言であった。席上、野坂参三は共産党は「大衆と國民の党であらねばならない。それには人民から愛される党であり、共産党と聞いて國民が逃出すやうな印象をあたへてはならない、若しそのやうな事があればそれは吾々黨員の罪だ」とし、「大衆が如何なる意識水準にあるかを考慮して」、「日本の大衆を考へるとき公式主義的では駄目だ、民主戦線が必要だ⁴⁾」と主張した。この野坂の指摘の背景には共産党がいかに国民から愛されていないかという事実がある。「人々は同黨に對し一應の賛意を表した後かう付言するのを忘れない『だからといって私は共産黨ではありませんよ』⁹⁾」とあるように、共産党の政策に対する支持と党に対する支持は必ずしも一致しなかった。

第2節 反共意識の諸要因

この国民的な反共意識は、民衆の側における問題、共産党が敗戦國民の感情を共有し得ない点、そして彼等の言動自体に原因のあるものの三点から構成されていた。

第一の民衆の側における問題とは旧意識による拘束を意味し、それは天皇制の是非、アカに対する偏見もしくは恐れ、醇風美俗の意識による拘束の三点から主に構成された。

共産党が国民的な支持基盤を持ち得なかった最大の理由は、同党が天皇制の廃止を掲げていたからである⁸⁾。天皇制について共産党はこれを制度と天皇を分けて考える見解を表明しており、「天皇制と天皇を区別して天皇を儀礼的に存置することはよいとして居る。之れらを見ると共産党の所見は可なり科学的になって居る⁹⁾」と一部に評価する声も上がっていた。しかし、これは殆ど一般に浸透しな

かった。共産党の天皇制に対する態度を批判する声には、この天皇制と天皇の区別という共産党の考えを考慮した上での反論は全く見受けられない。共産党と言えば天皇制廃止という固定観念があり、その政策内容を詳細に見ようとしない傾向があった。これは単に共産党に対する偏見に限らず、政治そのものに対する関心の低さにもよっていた。しかし、より根本的には国民に天皇制をして政治制度と認識する視点が欠落していたのである。

アカに対する偏見とは「共産党と聞いただけで身ぶるひするやうな感じや共産党員を無頼漢の代名詞と考へる感情が、未だ廣汎に根強く残つてゐる」⁹⁾ことを意味する。神を冒瀆する悪魔といったところであろうか。天皇制がそうであるように共産党もまた政治の対象としてさえ認識されておらず、「アカ」という蔑称はこの意味において機能していた。また、アカに対する恐れとは次の母親の発言に典型される。「よその良い所の息子さん達が“赤”で引つ張られて親兄弟から親戚までひどい迷惑を受けたのを見て来ました。ですから私はどんな事があつても赤にだけはしたくないと思つて育てましたの」¹⁰⁾。共産党から連想されるのは苛烈な官憲の弾圧だけであり、このことから少しでも共産党と関りを持つまいとすることが慣習化していた。しかも、「長い間鶴の目鷹の目で“赤”を探し廻つた駐在所のお巡りも村長も組合長も皆昨日とは變らない」¹⁰⁾のである。

醇風美俗の意識による拘束とは旧意識的な価値観から下される共産党への評価である。例えば「彼等は日本人の思想を分裂させ一致團結させないのが彼等の目的です。一時も早く眞の日本人として團結し天皇様と共に平和日本を建設し（以下略）」¹¹⁾、「労働争議の列を見ますが、階級の相違する人達が喧嘩越に自分達の要求をすると云ふ事。それは本當に恐ろしい出来事と思ひます。」¹²⁾。これは「和」の精神から階級闘争を否定するものであり、「闘争」といった表現そのものさえ嫌われていた。あるものは「骨肉相食む言論字句はやめて欲しい。曰く資本家の陰謀に大衆の反撃、曰く反動政府、曰く人民戦線、曰く何々の闘争、曰く共同闘争等、我々の英靈が空襲の犠牲者が我々同胞の闘争を寂しい顔をしてゐるではないか」¹³⁾と訴える。敗戦に伴う戦時体制の崩壊はこれまで抑圧されて来た諸対立を拡大してゆく契機であったが、戦中、これらの対立を言わば自己規制していた意識は戦後においても人々を拘束する力を持っていた。そして、この発想は戦後の焦眉の課題である復興について「復興の為には一体何が一番大切であるかと云へば云ふまでも無く國民の一致結束という事です。」¹⁴⁾という認識につながり、共産党の闘争的手段よりは労使協調が多くのもので主張された（この場合、共産党の自主管理路線が考慮に入れられることはない）。以上、民衆の側の意識の問題を見て来たが、これは共産党にとって大きな壁であり、「愛されない党」の本當の原因が“愛さない大衆”の中にある」¹⁵⁾という指摘も無理なからぬものがあつた。

第二の敗戦国民の感情を共有し得ないという点は、共産党の長い非合法時代の体験から来るものであつた。官憲弾圧により地下活動を強いられたことは、大衆との接点を狭め終には感情において大衆から異質なものとなつてしまった。そもそも、敗戦の受け止め方からして両者には埋めがたい溝があつた¹⁶⁾。占領軍の規定一つ見ても共産党はこれを“解放軍”と規定したのに対し、一般では「占領」という表現を嫌い“進駐軍”と呼ぶ習わしであつた。ある者は日本再建に向けて「旧勢力の徹底的拂

拭とは戦争傍観者が後釜に座る事でもなく又戦争妨害者が日本を支配する事ではありません。最もよく戦争に協力し、しかも多く戦争の犠牲と被害を受けた人々が再起することに依ってのみ可能です¹⁷⁾と主張する。そして、またある者は戦争責任を巡って「銃を執つて戦つた兵士も、ハンマーを握つて戦力増強に邁進した産業戦士も、又國債公債を買つた人々も、勤勞奉仕をした人も、之等の人を産んだ親達も、日本人全部戦争協力者ではないものはない筈である。(中略)徒らに他を陥れ、自己のみを清しとする浅間しい争ひは止めやう¹⁸⁾。ここに民衆の血の叫びを聞くことができる。そしてここでは共産党は常に異質な存在であつた。

第三の彼等の言動自体が持つ問題点とはその難解さ、矯激さにある。組合作りで『戦争の罪惡、資本主義社会の矛盾、そして農民解放運動の必要をいくら説いても、駄目なのです』その話では農民にとって、實際的な取掛かりとならない。土地取上げをされるから、役場や農業会が悪いから、農民組合を作る必要がある、ともってゆくのだ。そのような話をして、一週間後に山口が廻ってゆくと、磯浜町には二百人の組合員が作られていた。¹⁹⁾とあるように、少なくともイデオロギーの難解さは大衆運動の障壁となっていた。その上に矯激さが加わると、「一つの理論や見解を強く信ずる余りその然らざる者に対しては、まるで中世の狂信者が異端者に対するが如き侮蔑冷酷、排斥の念をもつて²⁰⁾当たることとなる。この矯激さは「大衆に愛されるにはもつと大衆のふところに飛び込め、どきついアジのみでは民心から離れるのみだ²¹⁾、「黨員の言動風貌などが生硬粗野であつて、何となく怖ろしいというのが累をなしている²²⁾と非難的となった。

「デモ行進を不用意に横切らうとしただけで、『馬鹿ッ、行列を切るなッ』と怒鳴りつけられた」人は、共産党は「民主主義の旗色の下に敢て暴行と恐喝によつて人々の自由を抑壓する²³⁾民主ファッションであると非難した。これらは彼等自身の言動もまた戦時体制により慣習化された官尊民卑の延長上に置かれていたことを示す。勿論、「共産黨が政治を握つたつて二合の米が三合になるわけではない」といった政治に対する諦念や、「我々にはせれば共産黨だつて天下をとれば既成政治家のように墮落しつひには民衆を裏切るのではないかとの危惧を抱えています。²⁴⁾といった政治不信の様に民衆意識にも問題があつた。しかし、この偏見、不信をますます募らせたのが共産黨の言動にあつたことも見逃せない事実である。高見順はこのことをこう記している。

『ローマ字にすべきだ。いい悪いの議論の時ではない。ただちに実行すべきだ。ローマ字に反対する奴は反動だ!』と羽仁氏という。その高圧的な態度の傲慢さは、かつての陸軍報道部長と全く同じであつた。反対する奴は国賊だ!。というのと同じである。議論も何もさせないのだ。²⁵⁾

注 1) 帰國後「參貳」という字は庶民に難解であるとの理由から「參三」に改名した。

2) 『朝日新聞』(1946, 1, 14)。

3) 『朝日新聞』(1946, 1, 9)。

4) 『朝日新聞』(1946, 1, 15)。

5) 『朝日新聞』(1946, 1, 20)、投稿欄『叫び』;「野坂氏を迎へた共産黨」。

6) これについてはここで例証するまでもないが、昨年度、本紙上に掲載した拙稿『マッカーサー元帥と天皇ヒロヒト 一民衆に君臨する二つの權威と象徴一』明治大学大学院紀要第28集(1991)、p.213-231で同

趣旨の検証を試みた。

- 7) 國井通太郎「町政雑記」(1946, 1, 6)、前掲書。
- 8) 『朝日新聞』(1946, 1, 23)、社説「愛される『黨』としての反省」。
- 9) 『朝日新聞』(1946, 2, 1)、投稿欄『聲』;「共産黨と大衆」。
- 10) 同上。
- 11) 前掲、東京第1区選挙公報、高橋健助(会社員)。1,390票、77位落選。
- 12) 同上、清水輝子(宗教家、日本仏教党)。3,660票、54位落選。
- 13) 『東京新聞』(1946, 2, 19)、投稿欄『聲』;「骨肉相食むの字句」。
- 14) 東京第1区選挙公報、北島義彦、都議。12,552票、24位落選。
- 15) 9)に同じ。
- 16) 敗戦直後の国民意識については拙稿『玉音放送直後の国民意識』明治大学大学院紀要第26集(1989)、p. 283-298で検証を試みた。
- 17) 前掲、東京第1区選挙公報、花田佐助。深川区議、東京大空襲で家族全員を失う。4,669票、51位落選。
- 18) 同上、石田一松。歌手、「いやちやありませんか」、「のんき節」等の厭軍的な歌を作り当局の指導をしばしば受けたが、その一方「ヤツケロ節」等で国民の士気を鼓舞した。34,940票を得て7位で当選。
- 19) 山口武秀『常東農民組合小史』、筑波書林(1981)、p. 18。
- 20) 『朝日新聞』(1946, 1, 25)、投稿欄『聲』;「共産黨に望む」。
- 21) 『信濃毎日新聞』(1946, 2, 6)、投稿欄『建設標』;「愛されぬ共産黨」。
- 22) 『信濃毎日新聞』(1946, 3, 18)、投稿欄『建設標』;「怖がられる共産黨」。
- 23) 『毎日新聞』(1946, 3, 27)、投稿欄『建設』;「民主ファッショ」。
- 24) 『神奈川新聞』(1946, 1, 5)、投稿欄『自由の聲』;「共産黨員へ」。
- 25) 『高見順日記』勁草書房(1965)、1946年4月13日付。

第3章 総選挙に向けて

第1節 「選挙はあふない」

戦後最初の総選挙は1946年4月10日に行われた。衆議院選挙法はその前年に改正され、これにより選挙権は満二十歳に、被選挙権は満二五歳に引き下げられ、男女平等となった。この改正選挙法で採用された制限連記による大選挙区制は、制度的にも、選挙の経過からも決して望ましいものではなかったが、それでも改正選挙法は画期的に民主的であった。衆議院が1946年4月29日を以て任期満了となることから、総選挙は日程の問題であった。しかし、そもそも選挙期日の決定について幣原内閣は何ら権限を持っていなかった。総司令部はこの1月3日「事前に総司令部の認可が行はれることは当然である。(中略)マ司令部の指示なきかぎり総選挙を行ふことは出来ない¹⁾」としていたからである。13日、総司令部は「日本政府は一九四六年三月十五日より早からざる期日において衆議院議員総選挙を施行することを得る²⁾」と総選挙の実施を指令し、幣原内閣は1月30日、総選挙を3月31日に実行することを閣議決定した。しかし、候補者の多かったことから資格審査³⁾に手間取り、総選挙は4月10日に延期されることとなった。

この総選挙は新憲法と象徴天皇制の是非をめぐる国民投票の性格を持っていた。数字的に言えば投票結果は国民の大多数がこれを支持したことを示している。実際、この総選挙は敗戦以来8カ月の間になされた民主化が反映されたものであったが、これらの問題について十分な議論が国民の間でなされた訳ではない。この時点で民主化の進行は不十分な状況にあった。このため総選挙を前に「社会黨が、共産黨が、民主戦線が、一體どんなものやら誰も知らぬ。こんなことで選挙へ突入したら、また

こんな村が全国に少なくないとしたら、考へるだけで戦慄する。」⁹⁾、「いま選挙をやつてしまふのは危険至極である、(中略) 選挙日を三ヶ月くらゐ延期して、これにより先に町村自治団体の改選改革をさきにやつたがよいと思ふ」⁹⁾ といった危惧の声が上がった。特に共産党の場合「弾圧から解放されて合法となつたとはいへ百日や百五十日で何ができよう」⁹⁾ とあり、選挙の時期尚早は決定的に不利であった。この様に「上からの民主化」は国民から議論のための十分な時間を奪う要因であった。

「選挙はあぶない」とされたもう一つの原因に民主化が「上から」は勿論、「中心から」行われていたことが挙げられる。つまり、地方自治体の首長、議会等の民主的改選は、任期満了に伴う改選や一分の改選運動を除き衆議院選挙の後に回されたのである。勿論、公職追放が青年層を中心とした地方民主化に弾みをつけたことも事実である。群馬県では「縣下百九十三ヶ町村のうち青年達から」、「戦時利得を衝かれて退職した町村長が二十八名、町村議員や農業役員は百五十名以上」⁷⁾ と村に民主の「青年旋風」が巻き起こった。また、栃木県新合村には小作人からなる農業組合が「村長以下、農業会長、幹部役員、村議の総辞職」を実現し、新しく建設委員会が組織され村政から配給までを管理した。同委員会委員長は県から「正式に村長代理の辞令が発令」されたのである⁸⁾。しかし、この一方で村長改選に際し「村内部落会の戸主のみ会合打合わせ」をし「或る部落の如きは部落会長代表で、部落民の全票を持参」⁹⁾ といったことが依然行われていた。こうした事例は農村に限らない。中野区大和町北町会では役員改選に際し「会場には暴力団が配置され言論の自由を阻止」、「歪められた民主主義の形式の下に元の黙阿彌に終つた。」¹⁰⁾。東京都では町会役員の配給を巡る不正役得を防ぐために町会員から選出された配給査察員制度を設けたが、「回覧板によると町会員の誰もが知らないうちに選任？された査察員の氏名が書きこまれてゐる」¹¹⁾ といった具合であった。

こうした中、団体法が改正され1946年2月20日から3月10日までの間に農業会の役員改選が行われることになった。農業会は配給物資の横流し、供出の不公平な割当て等、これまで農村の地主支配と小作農搾取の温床であつただけにその結果が目撃された。全国的に見て約7割が新人に取って代わられたが、「新顔とはいふものゝ、実は旧勢力の身代り、乃至は代弁者が圧倒的に多く、耕作農民を代表する如きものが極めて微々たる」¹²⁾ 結果に終わった。これには「地主系的理事は小作人に対しては常に買収を基としてゐる」、「村民それ自身の封建的考へがまだまだ抜けきれてゐない」¹³⁾ といった農民の意識に問題があつた。しかし、何よりも「市町村農業会の当事者が、意識的に選挙を知らしめず」、「天降りの候補者を決定、これを選挙の前日にいたつて一般有権者に押し付けた如き事例が決して少なくなかつた」¹⁴⁾ のである。青年旋風が巻き起こつた群馬県でも「殆ど事前に旧役員が推薦母体を作り投票者も家族代表制をとつたので年齢が壮年以上に偏し、農村民主化の口火を切つた青年の意向は全く封鎖」¹⁵⁾ されていた。このように地方では依然旧勢力がその「地盤」を温存しており、追放により「大物」が退いた「看板」なき総選挙ではこの「地盤」が大いに物を言うこととなつた。

第2節 候補者と有権者

第二十二回総選挙では多数の小政党が名乗りを挙げ候補者が濫立した。競争率は5.9倍となり、こ

のため有権者の多くがどの候補に投票すべきかその判断に迷うこととなった。しかし、候補者の賑わいに反し選挙民の関心は意外に低調であった。東京では投票の5日前、選挙演説会が「流會日に四十件」¹⁶⁾、神奈川でも「選挙熱低調」で「演説会も流會續き」¹⁷⁾と報道された。これは生活難・食料難から演説会に行く余裕がなかったことも挙げられるが、何よりも候補者が一般の有権者にとって魅力に欠けていたことが大きかった。つまり、公職追放の結果、新人の割合は95%となったがその多くは無名であり、更に候補者の質を問うとなると問題は深刻であった。実際、「隣組の人も知らないし、交番の巡査が索引をめくっても立候補届出の住所に當人の名を見出せない」、「特配された新聞ザラ紙八連、郵便葉書も選挙が終わつたら譲渡しよう」と行った新円目当ての立候補などという不届者もいた¹⁸⁾。そして、有権者を最も失望させたのは候補者の政見放送であった。ある者は「毎日の候補者放送を聴いて寄席以上の爆笑をやらかすのは恐らく私一人ではあるまい。」¹⁹⁾と述べ、「どうも選挙場に足を運びたくないといふ人がある。実のところ私も気乗りがしない」²⁰⁾と、棄権に追い込まれる者もいた。

これに対し報道各機関は「時と場合では、次善でも三善でも構はない。一步でも理想に近づくことを眞剣に考へ、懸命に努力しなくてはならない」²¹⁾と棄権防止を盛んに訴えた。そして、この「対策としては選挙民が個人に対してでなく、政党に投票するといふ態度が根本である」²²⁾とし、言論機関は政党への投票を有権者に呼びかけた。これに対し、たとえ無所属であれ党よりも候補者の人物を中心に投票を決定すべきだとの見解が寄せられ、各紙面で人か、党かの論争へ発展した。これには「共産党にしても果して日本民衆の為の共産党であらうか。共産党のための共産党ではないか」²³⁾、「看板(政党の掲げる政策)だけで政党を選ぶことは、再び『欺される』危険を多分に含む」²⁴⁾といった政党に対する不信が背景にあった。これらの多くは「大政黨に加はつてゐる愚劣な人物よりも無所属の優れた人を選ぶべきだ」²⁵⁾、「今日日本に求められてゐるものは人物の発掘」²⁶⁾であると述べており、当時、「人物」を待望する世相があったことを伺わせる。この「人」の主張に対し「党」を採る見解は、「民主政治の中心は議會政治であり、議會政治の中心は政党でなくてはならぬ」とし「一人では実際の政治力とはなり得ぬ」²⁷⁾、「自分一人清しとして『力』なき有名無実の代議士たることは、このさい、しばらく見合せてもらひたい」²⁸⁾としていた。政党を基準にすべしとする見解はその多くが現実主義を掲げており、そこに政治に対する責任倫理、あるいは強力政治の希求を見ることが出来る。また、ここに日本人のデモクラシー観の特徴を読み取ることが出来る。つまり、「民主主義政治とは議會政治のことであり、議會政治とは多数決政治のことであり、多数決政治とは政党政治のことであり」²⁹⁾という公式的、形式的理解である。本来、デモクラシーは「全人民の主体的な政治参加ないし全人民による自発的な秩序形成」³⁰⁾を意味し、議會政治、多数決、政党政治はこの理想に対する手段である。従って、重要なことは「代表相互間の討論による政治」³¹⁾であり、民主主義、議會政治、多数決、政党政治の4つを等号で結ぶことは、結局、多数決主義の自己目的化を引き起こす。数の重視は議論の軽視を生み、議會は選挙結果が判明した瞬間から有名無実化してしまう。「民主的に多数決で決めよう」とは、今日、慣用句にすらなっているが、デモクラシーの本質は決定方法ではなく、決定過程にこそ求められるべきである。しかし、更に悪いことは多数決が慣習化した時、それは事大主義にとって代わられる

ということである。そこでは過半数の帰趨のみが人々の選択を決定づける要因となり、しかもそれは民主主義の名の下に行われるのである。

候補者の決定を戸惑わせたもう一つの要因として、民主勢力の多くが戦前からの看板の塗り替えに過ぎなかったことが挙げられる。この看板の塗り替えに対し、総司令部は日本の政治勢力から軍国主義の残滓の一掃を意図し、1月4日公職追放を指令した。これにより候補者は有権者の審判の前にふるいかけられたこととなる。しかし、その前日、総司令部は「現在の立候補予定者の顔觸れは、旧態依然として国民の間に不満の声が高いとの質問については国民が自己の信ずる候補者を選ぶべきであつて、この点飽くまでも投票者自体の政治的自覚に俟つのほかはない」³²⁾と発言しており、公職追放だけで民主改革が進むとは考えていなかった。実際、「追放前代議士のほとんど誰もが自分の近親や呼吸のかかった乾分を身代りに立て、しかもこれらを地方の町村長や農業會幹部そのほか有力者の話しや推薦の形式をもつて送り出」³³⁾していた。追放者は身代りを操っていた。鳩山一郎などはこの闇政治の典型的なボスと言えよう。追放はその逆機能としてキング・メーカーという言葉に象徴される戦後保守勢力に特徴的な二重構造を生む端緒となった。しかも、身代り候補は「縣會議員が多いやうだがこの縣會議員といふ奴が油断がならぬ。むしろボス的性格では追放令に引つかかった代議士よりもつとあくどい」³⁴⁾とされた。しかし、多くの有権者は「どれが新人で、誰が舊人かわからぬ場合が非常に多い、又、戦前これらの人はどんなことをいひ、どんなことを主張し、又どんな思想をもつてゐたのかもわからない場合が多い」³⁵⁾という深刻な状況に直面していた。

例えば、1946年1月26日、日比谷公園で開催された『野坂氏歓迎国民大会』の光景を見てみよう。この大会は民主戦線の主導者山川均により企画されたもので、当日、三万人³⁶⁾の聴衆が大会に詰め掛けていた。しかし、この超党派的な呼びかけから始まった大会は当時の民主諸勢力を良い意味でも、悪い意味でも象徴していた。これには「今の日本は極端な指導者の貧困で、日本人たちは、政治的色彩などおかまいなしにどんな指導者にでもくっついて行こうというのかもしれない。」³⁷⁾といった受け手の側の問題も含まれていた。山川均、荒畑寒村等とはもかくとして、日比谷の壇上に登場した面々は烏合の衆の觀を呈した。かつて、「銃後婦人論」、「戦争は婦人を要求する」等を記し銃後の婦人の守りを説いた神近市子は「彼ら無智なる大衆の迷妄は」と、その大衆の面前で喝破し、元陸軍中尉は「勝手な代表として、五・一五事件、二・二六事件の肯定を『説明』し、「陸海軍将校に扮し、大衆の好戦熱を煽つた藤田進」に至ってはその人選理由が「客寄せ」としか理解できない³⁸⁾。野坂参三も大変な顔觸れに歓迎されたものである。中でも、かつて『日本評論』で毎号、戦時体制を称賛し軍部のお先棒を担いだ室伏高信に至っては反天皇民主主義を唱えていた。これには「野坂氏のことをしきりに『野口氏』と呼んでゐたが、假にも讚仰してゐる主人公の名を間違へるなど、とつてつけた便乗の馬脚を現したのではないか」³⁹⁾と非難が集中した。こうした非難に対し室伏は、その過去の著作で都合の良いもの—『民本主義について』(1917)、『デモクラシー講話』(1919)、『日本ファッションを批判する』(1932)等—を挙げ自己弁護⁴⁰⁾する。『新体制講話』の様な体制翼賛の著作については「軍部の力を国民の組織的な力のうちに解消」し、このために天皇制という武器を「逆用して、侵略や國內征服の具と

する道を封ずる」のが狙いであったと強弁し、『便乗者』といふ代りに『先駆者』と呼んでほしいと僕は自惚れてゐる』⁴¹⁾と居直るのである。しかし、こうした居直りに「反天皇民主主義も将来社会情勢が変わつたら、あれは敵の武器だつたと放言することが論理的に豫断出来る。余り人を馬鹿にするな」、「時局便乗の先駆者であり、豹変主義の先駆者である」⁴²⁾とあくまでその評価は手厳しかった。

試みに日米開戦前後の室伏の言動を『日本評論』から拾ってみよう。まず開戦直前には、「最悪の日にそなへよう。英米が遂に悟るの日が来るか。もし来ないとすれば、彼等をして悟るところあらしめねばならぬ。」「最悪の日のある一瞬に、それが最善の日となる例はいくらでもある。」⁴³⁾そして開戦直後、「おゝ、偉大な戦争！ われわれはいまこの戦争の前に國運を賭さうとする。この戦争こそ國運を賭するに價ひする。」⁴⁴⁾、「太平洋支配、少なくとも西太平洋をやらなければいかんね、それには印度、濠州を目算に入れなければならないんですよ。」⁴⁵⁾。これなどを見ると室伏に対する批判も至極当然と言えよう。室伏個人が問題であることは言うまでもないが、何故このような人物が事もあろうに『野坂氏帰国歓迎国民大会』の壇上の人物に選ばれてしまうのであろうか。毎日新聞では1946年1月1日から同9日まで、「民主体制の強力展開」と題し7回に渡り特集を組んでいる。滋賀義雄、美濃部亮吉、横田喜三郎といったそうそうたる面々によるこの座談会にも室伏高信はその名を連ねているのである。実際、このような便乗民主主義者は他にも多数見受けられ室伏はその代表例に過ぎない。これは単に室伏個人の厚顔によるのではなく、そのような豹変主義を受け入れてしまう日本社会の土壤こそ問題なのである。この土壤とは送り手、受け手の意識の問題は勿論のこと、公正な判断に必要な情報やそうした情報に公平にアクセス出来るための機構・過程を含むのである。こうした条件が不備なところでは、有権者の良識さえも適切には機能し得ない。

横浜の一市民、小長谷三郎の例を見よう。その戦中、戦後を通じ彼の日記からは政治に対する批判、意見が随所に現れ非常に政治関心が高かったと思われる。取り分け、戦後、彼は「昨日までは戦争指導者達の片棒を担いで其の宣伝に努力せる新聞が、一朝に掌をかえする如く彼等を攻撃し、敵国たりし米国の鼻息をうかがってそれにこびる状態」⁴⁶⁾に憤慨し、これを「新聞、ラジオその他、民衆への指導的価値ある機関のおおうそ」⁴⁷⁾としているのである。しかし、その彼にして総選挙では「自分の意志を代表して新議会へのぞむに足る人は第一 河野一郎、第二 広瀬弘、第三 室伏高信」⁴⁸⁾だったのである。小長谷の考えから言って到底、室伏の豹変ぶりに共鳴したとは思えない。確かに「この種の人物の横行を克服するには、社会全体の良識を高めるより外に法はない」⁴⁹⁾。このような日本的民主主義の土壤が持つ有権者と候補者の間での悪循環は現代においても、「投票者自体の政治的自覚に俟つのほかはない」状況にある。

むすびにかえて

一般に戦後民主化の研究は、民主化が実際にはいかに歪められ、不徹底に進行して来たかという負の側面に関心が向けられている。こうした傾向は民主化が消化不良を来してきた現状を反映するものであり、現在の問題点を過去に遡ろうとした結果である。概して、日本人はデモクラシーを仕組み（装

置)として捉らえ、これを規範として理解しようとする態度に欠けてきた。政治腐敗に際しては、常に法的な是非が問題とされ、道義上の責任が認識されることは希である。戦後であっても、民主化とは「要領を旨とすべし」なのである。この一方で、天皇制は規範、道徳を象徴するものとして戦後意識に継承されていたと言える。しかし、かつて天皇制の下に説かれた諸概念、家、忠節、愛国心等々は、デモクラシーによる市民生活に対し何の教示を持つものでもない。総選挙を前に人々が(とりわけ、候補者の側において)、民主化を「要領」として受け止めた所以である。

本論では日本人のデモクラシー観、とりわけその受容における諸特徴を、旧意識と共産党に対する意識との対比の中で述べて来た。他にも検討すべき事項は多数あるが、この稿を締めくくるに当たり、今一つ、より包括的な問題として、戦後日本人の人間観について触れておきたい。それは、人間観が人々の多様な事象に対する意識に先行して、その価値判断に大きな影響力を持つ(多くの場合、無意識的、かつ、潜在的に)と思われるからである。

戦後日本人の人間観を特徴付ける意識とはペシズムである。戦前、「神の国」であった日本では、『闇』が横行し、『顔』が幅を利かせ、利害の対立と感情の亀裂は人々の気持ちをすっかりむしばんでいた。戦時体制に日本人が見いだした自画像は決して立派なものでも、あるべきはずのものでもなかった。殉教者か、さもなければ背教者かという苦しい選択の中で、人々は初めて止み難い生への執着を知る。人間性に対するペシズムは戦争体験により内面化し、敗戦と共にはや押し止めようもない程に肥大していった。ある者はこれを「道義の退廃」と呼び、ある者はこれを「欲望の解放」と呼んだ。しかし、戦後に特徴的な「欲望」の肯定は解放のイメージとしてではなく、ペシズムの文脈において理解されるべきである。重要な点は人間の良識に期待を置かないということである。全くしないまでも、多分に懐疑的となった。「日本人はどうせ駄目だ」という発想である。民主化は一面において、望ましき事態の進展であったが、その反面、それは本来、日本人自らがファシズムを招く前に実行すべき事柄であったという自己批判を示していた。しかし、この自己批判は徹底化される事なく、むしろ「我一人のみ清し」とする共産党への反感となる。この殉教者にも背教者にもなれなかったという傷痕は、いかなる共同幻想にも人々を懐疑的にする要因であった。デモクラシーもその例外ではない。

戦後の所謂「どさくさ」状況とこのペシズムから容易に連想されるのはホップズの描く自然状態「万人の万人に対する闘争」であろう。そこでは自己保存、種の保存のための妥協から強者の統治による社会契約に人々が参加することが描かれている。占領軍はまさにこのリバイアサンであり、秩序保持を政治選択において常に優先させてきた「権力」である。これに対し、民衆化された天皇は戦後における新しい権威のありかたを示している。それは非政治化されることにより権威を高め、人々はそこに醇風美俗の過去の痕跡を見だしホッとするのである。たとえ、状況がいかに欲求の体系とアノミーを現出するものであろうとも、むしろ、それ故に人々はそこに失われた日本を見いだす。この意味において象徴天皇制の心理は懐古趣味にある。

- 注 1) 『朝日新聞』(1946, 1, 4)。
 2) 『朝日新聞』(1946, 1, 14)。
 3) 公職追放の司令に基づき立候補を禁止される者についての資格審査が行われた。
 4) 『読売新聞』(1946, 2, 12)、投稿欄『叫び』; 「選挙はあぶない」。
 5) 『朝日新聞』(1946, 2, 20)、投稿欄『聲』; 「選挙を延ばせ」。
 6) 『読売新聞』(1946, 2, 15)、発言者; 共産党福島地方委員会高木松太郎。
 7) 『朝日新聞』(1946, 1, 29)。
 8) 『信濃毎日新聞』(1946, 1, 29)。
 9) 『信濃毎日新聞』(1946, 1, 21)、投稿欄『建設標』; 「公選村長に反対」。
 10) 『読売新聞』(1946, 1, 10)、投稿欄『叫び』; 「隣組解消賛成」。
 11) 『毎日新聞』(1946, 3, 16)、投稿欄『建設』; 「配給査察員」。
 12) 『信濃毎日新聞』(1946, 3, 18)、社説; 「低調な農業會役員選挙」。
 13) 『読売新聞』(1946, 3, 13)、投稿欄『叫び』; 「農業會理事公選」。
 14) 12) に同じ。
 15) 『朝日新聞』(1946, 3, 26)。
 16) 『毎日新聞』(1946, 4, 5)。
 17) 『神奈川新聞』(1946, 3, 19)。
 18) 『読売新聞』(1946, 4, 3)。
 19) 『毎日新聞』(1946, 4, 6)、投稿欄『建設』; 「聴いて恥かし」。
 20) 『毎日新聞』(1946, 4, 10)、投稿欄『建設』; 「選挙場へ」。
 21) 『毎日新聞』(1946, 4, 9)、社説「理想候補なくば次善で行け」。
 22) 『朝日新聞』(1946, 3, 1)、社説「選挙と寒心すべき現状」。
 23) 『毎日新聞』(1946, 2, 20)、投稿欄『建設』; 「政黨より個人を」。
 24) 『朝日新聞』(1946, 3, 2)、投稿欄『聲』; 「政黨と人物」。
 25) 23) に同じ。
 26) 『朝日新聞』(1946, 2, 25)、投稿欄『聲』; 「中立と無所屬」。
 27) 『毎日新聞』(1946, 2, 13)、投稿欄『建設』; 「無所屬候補」。
 28) 『朝日新聞』(1946, 3, 8)、投稿欄『聲』; 「力なき候補者」。
 29) 『朝日新聞』(1946, 1, 31)、投稿欄『聲』; 「政黨を選べ」。
 30) 『現代政治学小辞典』、「デモクラシー」、有斐閣。
 31) 同上、「間接民主制」。
 32) 1) に同じ。
 33) 『朝日新聞』(1946, 4, 1)。
 34) 『読売新聞』(1946, 3, 25)。
 35) 『神奈川新聞』(1946, 4, 9)、投稿欄『自由の聲』; 「略歴をせひ」。
 36) 会衆を読売新聞は5万、朝日新聞は3万人と報じている。当日、この模様取材した『シカゴ・サン』の記者マーク・ゲインは、大会後デモ行進をした群衆を「約3万」と伝えている。
 37) マーク・ゲイン『ニッポン日記』、筑摩書房(1989)、1月27日付。
 38) 同上。
 39) 『毎日新聞』(1946, 2, 3)、投稿欄『建設』; 「便乗民主主義者」。
 40) 『朝日新聞』(1946, 3, 1)、投稿欄『聲』; 「抗議への私辨」。
 41) 『毎日新聞』(1946, 2, 9)、投稿欄『建設』; 「『便乗者』からの答え」。
 42) 『毎日新聞』(1946, 2, 17)、投稿欄『建設』; 「室伏君の審判」。
 43) 『日本評論』(1945, 12)、pp. 11-18、「日米戦ふか」。
 44) 『日本評論』(1946, 1)、pp. 10-23、「大東亞戦を論ず」。
 45) 『日本評論』(1946, 1)、pp. 226-241、「アメリカを抉る」。
 46) 「小長谷三郎日記」1945年9月30日付、『横浜の空襲と戦災2 市民生活編』。
 47) 同上、1946年3月13日付。
 48) 同上、1946年4月12日付。
 49) 42) に同じ。